資料　２

**許可申請手続き等における変更事項について**

**由布大分環境衛生組合の解散及び新清掃センター建設・広域認定の拡大等に伴い、業務の円滑な運用を図ることを目的として、条例施行規則及び要綱の見直しを行いました。（令和３年４月１日付施行）。このことに伴い、一般廃棄物収集運搬業許可申請手続きの一部が変更になります。**

1. **許可手続きの統合及び変更手続きについて　・・・P 2**
2. **事業系ごみの種類の追加について・・・・・・・・・・・・・・・P７**
3. **収集及び運搬の分類の変更について・・・・・・・・・・・・・P１４**
4. **積替え保管施設の変更について・・・・・・・・・・・・・・・P２２**
5. **許可証の表記の一部変更について・・・・・・・・・・・・・・P３０**

**その他、一部様式の変更・用語の解説を記載しています。**

**※今回の一部改正に伴う申請、届出は令和３年４月１日から適用となります。**

1. **許可手続きの統合（一本化）及び変更手続きについて**

これまで、一般廃棄物収集運搬業については、「事業系ごみ」と、「特定家庭用機器廃棄物」はそれぞれ個別に許可手続きを行っておりましたが、4月1日以降はこれを統合して一つの一般廃棄物収集運搬業の許可として手続きすることが可能となります。

許可手続きの一本化により、手続きの省力化や手数料の削減を図ることができます。

* 資料3参照

今後、次回の更新手続きまでに次のようなケースが考えられますが、ケースごとに所定の手続きを行っていただくこととなります。

1. 既存の許可証を統合する場合・・・・・許可申請事項変更届
2. 新たに事業の範囲を拡大する場合・・・・・一般廃棄物収集運搬業変更許可申請
3. 事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物等の許可証の統合について

必要な手続きについて（事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物の許可を持っている許可業者）

１．今ある個別の許可証を一つの許可証に統合する場合

許可申請事項変更届で、事項に「事業の範囲の統合」と表記し、届出を行ってください（事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物）。

※別途記載例（Ｐ5～6）を載せています。

　↓

許可証の書換え

　↓

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物が統合された許可証を交付します。

交付の際、現許可の事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物の許可証を返納してもらいます。

　　※許可証の許可期限については、期限が長い方に統一されます。

（例：事業系ごみの許可期限が令和４年３月３１日、特定家庭用機器廃棄物の許可期限が令和５年３月３１日の場合、統合後（事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物）の許可期限は令和５年３月３１日となる。）

２．どちらかの更新申請の際に、許可証の統合を行う場合

許可申請事項変更届で、事項に「事業の範囲の統合」と表記し、届出を行ってください（事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物）。その後、通常通り更新申請を行って頂き、その後事業の範囲が統合された許可証を交付します。

（例：事業系ごみの許可期限が令和４年３月３１日であり、事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物の更新許可を申請。審査後、事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物が統合された形の許可証を交付。両方の許可証を返納していただきます。）

1　　一般廃棄物収集運搬業の「事業系ごみ」「特定家庭用機器廃棄物」許可を取得しており、許可を統合する場合

これまで

事業系ごみの許可ｓ

更新

特定家庭用機器廃棄物の許可

更新

更新

続ける場合は、２年毎にそれぞれ更新申請が必要

手数料も別々の許可としてそれぞれ必要。

→２年ごとにそれぞれの許可で更新申請を行い、それぞれで許可証を交付、手数料を納付が必要でした。

令和３年４月1日以降

統合後の更新時期は、統合前のそれぞれの許可

期間で、より長い期間の許可の期限を採用

事業系ごみの許可ｓ

更新時期

統合に係る手数料は不要。

Ⅱ　許可証の書換え

（事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物を併記して

記載）

Ⅰ　許可申請事項変更の届出（統合）

更新時期

Ⅲ　事業系ごみ・特定家庭用機器廃棄物の許可

事業系ごみ

特定家庭用機器廃棄物の許可

事業系ごみの許可ｓ

可

更新時期

特定家庭用機器廃棄物の許可

更新時期

（事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物の許可sZ）

廃棄物の許事業系ごみの許可ｓ

可

1. 事業系ごみだけの許可を持っている許可業者が、事業の範囲の変更（拡大）に伴い特定家庭用機器廃棄物の許可を取得したい場合

事業系ごみ

特定家庭用機器廃棄物

の許可

1. 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(特定家庭用機器廃棄物の追加)

み、特定家庭用機器廃棄物の許可sZ）

廃棄物の許可

更新

（事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物の許可として更新できる。）

事業系ごみの許可

許可ｓ

Ⅱ 審査

事業の範囲が事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物に

Ⅲ 許可証の交 付

事業系ごみのみ

許可証交付時に変更許可手数料（￥１０，０００）

が必要

Ⅰ　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（特定家庭用機器廃棄物の追加）

必要な手続き

例（事業系ごみの事業の範囲を持つ許可業者が、特定家庭用機器廃棄物の事業の範囲を追加・拡大する場合）

一般廃棄物収集運搬業変更許可の申請

↓

審査（場合によっては、現地確認を行います。）

↓

許可証の交付（事業の範囲に、「事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物」と記載されます。）

様式第１５号（第１９条関係）

記入例：事業の範囲の統合

**許 可 申 請 事 項 変 更 届**

令和　○○年　□□月　△△日

大分市長　〇〇　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒８７０－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 ○○□□株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　大分　太郎

　　法人の場合は、主たる事務所の

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変  更  内  容 | 事　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 事業の範囲の統合 | 事業系ごみ  特定家庭用機器廃棄物 | 事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物 |
| 事  由 | 事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物の許可を統合するため | | |
| 変　更  年月日 | 令和　○○年　□□月　△△日（届出日と同一） | | |

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（浄化槽法第37条）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

添付書類

統合する現行許可証の写しを添付してください。

例：一般廃棄物収集運搬業の事業系ごみと特定家庭用機器廃棄物の事業の範囲を統合する場合

・「一般廃棄物収集運搬業（事業系ごみ）許可証」の写し

・「一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器廃棄物）許可証」の写し

・広域認定を受けた市から収集運搬の許可を受けて大分市内に搬入する場合の該当市の収集運搬の許可証の写し

（由布市の運搬の許可を受けて搬入している場合は、由布市の収集運搬の許可証の写し）

重要

・本改訂は令和３年４月１日から適用されますので、**届出は４月１日以降**にお願いします。

・統合した後の許可期限は、許可の期間が長い方に統一されます。

例：事業系ごみの許可期間が令和２年４月１日から令和４年３月３１日

　　特定家庭用機器廃棄物の許可期限が令和３年４月１日から令和５年３月３１日

　　の場合、統合後の事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物の許可期限は

**令和３年４月１日から令和５年３月３１日になります。**

・統合後の更新は、今後まとめて行われます。

例：１つに統合された事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物の許可については、２年ごとの更新は、１つの申請で行われ、手数料も１許可として１０，０００円のみになります。

1. **事業系ごみの種類の追加について**

事業系ごみの種類の変更については、これまで種類を追加する場合は、変更許可の申請が必要とされてきましたが、令和３年４月１日以降は、許可申請事項変更届で種類の追加を行うことができるようになります。

　届出に関しては、記入例（Ｐ8～13）を載せてありますので、ご確認下さい。

※事業系ごみの種類（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、その他事業系一般廃棄物）

の種類の追加の届出になります。

これまで

審査

事業系ごみ

【紙くず】

【木くず】

【繊維くず】

【動植物性残さ】

事業系ごみ

【紙くず】

【木くず】

【繊維くず】

【動植物性残さ】

　の追加

許可証交付時に変更許可手数料（￥１０，０００）

が必要

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請（種類の追加）

令和３年４月１日以降

審査

事業系ごみ

【紙くず】

【木くず】

【繊維くず】

【動植物性残さ】

事業系ごみ

【紙くず】

【木くず】

【繊維くず】

【動植物性残さ】

　の追加

手数料は不要

許可申請事項変更届

（事業系ごみの種類の追加）

様式第１５号（第１９条関係）

記入例：事業系ごみの種類の追加

**許 可 申 請 事 項 変 更 届**

令和　○○年　□□月　△△日

大分市長　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒８７０－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 ○○□□株式会社

代表取締役　大分　太郎

　　法人の場合は、主たる事務所の

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（浄化槽法第37条）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変  更  内  容 | 事　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 事業系ごみの種類の追加 | 紙くず  木くず | 紙くず  木くず  繊維くず（追加）  動植物性残さ（追加） |
| 事  由 | 事業を拡大するため | | |
| 変　更  年月日 | 令和　○○年　□□月　△△日 | | |

業務計画書（その３）

３　収集運搬計画量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （変更前）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 所　　在　　地 | 業　種 | 廃棄物の種類 | 収集運搬回数  （ 回／週 ） | 年間収集運搬  計画量（ｔ） |
| 〇×商事 | 大分市◇町×丁目〇号 | 製造業 | 紙くず | １回／週 | １ｔ |
| ◇◇産業 | 大分市×町◇号 | 清掃業 | 紙くず、木くず | １回／週 | ２ｔ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**すべての排出事業者の名前、所在地、業種、取り扱う廃棄物の種類、一週間の収集運搬回数及び年間収集運搬量を、予定で記入して下さい。**

業務計画書（その３）

３　収集運搬計画量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （変更後）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 所　　在　　地 | 業　種 | 廃棄物の種類 | 収集運搬回数  （ 回／週 ） | 年間収集運搬  計画量（ｔ） |
| 〇×商事 | 大分市◇町×丁目〇号 | 製造業 | 紙くず | １回／週 | １ｔ |
| ◇◇産業 | 大分市×町◇号 | 清掃業 | 紙くず、木くず | １回／週 | ２ｔ |
| □□スーパー | 大分市〇◇町×丁目〇号 | 小売業 | 動植物性残さ | ２回／週 | １０ｔ |
| △△商店 | 大分市□町×号 | 小売業 | 繊維くず | ２回／週 | ４ｔ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**すべての排出事業者の名前、所在地、業種、取り扱う廃棄物の種類、一週間の収集運搬回数及び年間収集運搬量を、予定で記入して下さい。**

**営業規定及び取扱料金表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（変更前）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　営業規定

　（１）事業の範囲

事業系ごみ

　（２）種類（事業系ごみに限る。）

紙くず、木くず

　（３）営業時間

　　　９：００～１７：００

　（４）営業区域

　　　大分市内全域

　（５）その他

２　取扱料金

　紙くず…　　　４，０００円/回

木くず…　　　４，０００円/回

**営業規定及び取扱料金表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（変更後）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　営業規定

（１）事業の範囲

事業系ごみ

　（２）種類（事業系ごみに限る。）

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

　（３）営業時間

　　　９：００～１７：００

　（４）営業区域

　　　大分市内全域

　（５）その他

２　取扱料金

　紙くず…　　　４，０００円/回

木くず…　　　４，０００円/回

繊維くず…　　４，０００円/回

動植物性残渣…５，０００円/回

※動植物性残さを新たに取り扱う場合は、有蓋の機械式車両（パッカー車等）が必要となります。これに伴い、車両の変更等が生じる場合は、別途車両の増減車を届出してください。（許可申請事項変更届になりますので、この変更届（事業系ごみの種類の追加）と併せて出して頂くことも可能です。）

種類の追加に伴い、現在の申請内容に変更が生ずる場合は、併せて全て記載・添付してください。（収集運搬計画量、営業規定及び取扱い料金表等）

1. **収集及び運搬の分類の変更について**

分類については、大分市内での収集運搬と、広域認定を受けた市町村で収集運搬したものを大分市内で運搬する２つに大きく分かれております。

この分類について、追加をする場合は、許可申請事項変更届で可能になります。

届出に関しては、記入例（Ｐ16～21）を載せてありますので、ご確認下さい。

これまで

現在、事業系ごみで大分市（収集・運搬）の許可を有しており、新たに由布市で事業系ごみ

を収集・運搬したものを、大分市の清掃工場又は大分市の一廃処分業者の処理施設に搬入を

考えている場合

この場合、先に由布市での事業系ごみの収集運搬許可を取得する必要があります。

審査・現地確認

事業系ごみ

大分市

（収集・運搬）

に加え、

由布市

（運搬）

の一廃収運許可を取得

事業系ごみ

大分市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請

※大分市内へ運搬するため、運搬（由布市）の許可取得申請

**（由布市）**

由布市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

を取得

審査

由布市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

の申請

許可証交付時に変更許可手数料（￥１０，０００）

が必要

令和３年４月１日以降

事業系ごみ

大分市

（収集・運搬）

に加え、

由布市

（運搬）

の分類の追加

審査・現地確認

事業系ごみ

大分市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

**（由布市）**

許可申請事項変更届

※大分市内へ運搬するため、運搬（由布市）の分類の追加届出

手数料は不要

由布市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

を取得

由布市

（収集・運搬）

の一廃収運許可

の申請

記入例：収集及び運搬の分類の変更

様式第１５号（第１９条関係）

**許 可 申 請 事 項 変 更 届**

令和　○○年　□□月　△△日

大分市長　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒８７０－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 ○○□□株式会社

代表取締役　大分　太郎

　　法人の場合は、主たる事務所の

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（浄化槽法第37条）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変  更  内  容 | 事　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 収集及び運搬の分類の変更 | 収集運搬（大分市） | 収集運搬（大分市）  運搬（由布市）（追加） |
| 事  由 | 事業を拡大するため | | |
| 変　更  年月日 | 令和　○○年　□□月　△△日 | | |

３　収集運搬計画量（大分市分）

業務計画書（その３）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 所　　在　　地 | 業　種 | 廃棄物の種類 | 収集運搬回数  （ 回／週 ） | 年間収集運搬  計画量（ｔ） |
| ◇×商事 | 大分市◇町×丁目〇号 | 製造業 | 紙くず | １回／週 | １ｔ |
| ××産業 | 大分市×町◇号 | 清掃業 | 紙くず、木くず | １回／週 | ２ｔ |
| □□スーパー | 大分市〇◇町×丁目〇号 | 小売業 | 動植物性残さ | ２回／週 | １０ｔ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**すべての排出事業者の名前、所在地、業種、取り扱う廃棄物の種類、一週間の収集運搬回数及び年間収集運搬量を、予定で記入して下さい。**

３　収集運搬計画量（由布市分）

業務計画書（その３）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 所　　在　　地 | 業　種 | 廃棄物の種類 | 収集運搬回数  （ 回／週 ） | 年間収集運搬  計画量（ｔ） |
| 〇×商事 | 由布市◇町×丁目〇号 | 製造業 | 紙くず | １回／週 | １ｔ |
| ◇◇産業 | 由布市×町◇号 | 清掃業 | 紙くず、木くず | １回／週 | ２ｔ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**すべての排出事業者の名前、所在地、業種、取り扱う廃棄物の種類、一週間の収集運搬回数及び年間収集運搬量を、予定で記入して下さい。**

**営業規定及び取扱料金表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（変更前）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　営業規定

（１）事業の範囲

事業系ごみ

　（２）種類（事業系ごみに限る。）

紙くず、木くず、動植物性残さ

　（３）営業時間

　　　９：００～１７：００

　（４）営業区域

　　　大分市内全域

　（５）その他

２　取扱料金

　紙くず…　　　４，０００円/回

木くず…　　　４，０００円/回

動植物性残渣…５，０００円/回

**営業規定及び取扱料金表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（変更後）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　営業規定

（１）事業の範囲

事業系ごみ

　（２）種類（事業系ごみに限る。）

紙くず、木くず、動植物性残さ

　（３）営業時間

　　　９：００～１７：００

　（４）営業区域

　　　大分市内全域及び由布市内

　（５）その他

２　取扱料金

（大分市内・由布市内共通）

　紙くず…　　　４，０００円/回

木くず…　　　４，０００円/回

動植物性残渣…５，０００円/回

届出に関する注意事項について

・新たに大分市内での収集運搬を行いたい場合（既に運搬の許可を有している場合）

※今まで大分市内で収集運搬を行っておらず、大分市内で今後収集を行おうとする場合、現在大分市内に事業所、営業所を設けていない場合は、別途大分市内に事業所等を設ける必要があります。

その際は、別途許可申請事項変更届出で大分市内の事業所の追加を行って頂き、現地確認後、本変更届出（収集及び運搬の分類の変更）を行って下さい。

・新たに広域認定を受けた市から収集し、大分市に搬入する運搬を行いたい場合

（既に大分市内での収集運搬の許可を有している場合）

※現在、大分市内での収集運搬の許可を取得しており、広域認定で他市町村で収集運搬の許可を受けて、大分市内での運搬を行いたい場合も、本届出を行って下さい。

その際は、持ち込む事業系一般廃棄物を収集した市町村の許可証の写しも併せて提出してください。

・運搬（例として臼杵市）の許可を有しているが、広域認定を受けた他都市（例として津久見市）分も運搬したい場合

※現在、運搬で例えば臼杵市で許可を有しており、新たに津久見市で収集運搬の許可を取得し、津久見市分も運搬で大分市の清掃工場に搬入を行いたい場合は、本届出で津久見市分（該当市）の追加を行って下さい。また、事業系一般廃棄物を収集した該当市の許可証の写しを併せて提出してください。

1. **積替え保管施設の新規設置に伴う変更について**

積替え保管施設の変更で、新規で積替え保管施設を設ける場合は、従来変更許可の申請が必要でしたが、令和３年４月１日より許可申請事業変更届により新規積替え施設の設置が可能となります。

届出に関しては、記入例を載せてありますので、ご確認下さい。

※現地確認では、積替え保管施設が保管基準に適合していることを確認します。

これまで

審査・現地確認

事業系ごみ

大分市

一廃収運許可

積替え保管施設

有

事業系ごみ

大分市

一廃収運許可

積替え保管施設

無

許可証交付時に変更許可手数料（￥１０，０００）

が必要

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請

（積替え保管場所の新規追加）

令和３年４月１日以降

審査・現地確認

事業系ごみ

大分市

一廃収運許可

積替え保管施設

有

事業系ごみ

大分市

一廃収運許可

積替え保管施設

無

許可申請事項変更届

（積替え保管場所の新規追加）

手数料は不要

様式第１５号（第１９条関係）

記入例：積替え保管施設の変更

**許 可 申 請 事 項 変 更 届**

令和　○○年　□□月　△△日

大分市長　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒８７０－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 ○○□□株式会社

代表取締役　大分　太郎

　　法人の場合は、主たる事務所の

　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項（浄化槽法第37条）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変  更  内  容 | 事　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 積替え保管施設の追加 | 別紙新旧対照表参照 | 別紙新旧対照表参照 |
| 事  由 | 事業の範囲を拡大するため | | |
| 変　更  年月日 | 令和　○○年　□□月　△△日 | | |

**変更に係る新旧対照表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| 積替え保管施設の新規設置 | なし | 積替え保管場所  大分市×町〇丁目  □番×号  積替えを行う廃棄物  特定家庭用機器廃棄物 |

**積替保管施設に関する調書**

（特定家庭用機器廃棄物）

申請者名称（○○□□株式会社）

１　積替施設設置場所

大分市大字○○△△△△番

２　土地所有者住所・氏名

.　 　大分県由布市□□町○番×号

大分　三郎

３　施設所有者

大分県大分市△△町○丁目◇番□号

○○□□　株式会社

４　施設の概要　　　　　　面積　　　　　**××**㎡　　　　壁材の材質　コンクリート

　　　　　容量　　　　**○**㎥　　　　床の材質　　コンクリート

　　　　　高さ　　**□**　ｍ　**屋内ヤードにて保管**

５　積替えをする廃棄物の種類

特定家庭用機器廃棄物

６　廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止する措置（排水の流れも記載すること）

保管する廃棄物については、全て建屋内での保管を行い、雨水等に濡れない措置を

行い、廃棄物の飛散、流出、地下浸透の防止に努めます。

７　悪臭が発散しないよう講じる措置

悪臭が発散するような廃棄物の保管は行いませんが、長期にわたる保管とならない

ように管理します。

８　ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう講じる措置

ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫等が発生していないか、施設内を巡回し、定期的

に殺虫剤の散布を行います。

ただし、周辺の環境に配慮し、薬剤の散布は必要最小限度とします

**事務所、事業場、車庫、洗車場、積替保管場所の**

**所在地見取図**

申請者名称（○○□□株式会社）

１　所　在　地　　大分県大分市△△町○丁目◇番□号

２　付近の見取図（略図）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **N**  洗車場   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業場  車庫  積替え保管場所 | | |  | 事務所 |  |  | | | | |  | |  |  | |  | | | | |  | |  |  |  |  | | | |  | | |  | | ◇□ﾊﾞｽ停  　 ﾚｽﾄﾗﾝ ○◎ | | | | | ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ  市役所 | | | | |  | |  | | |  |  | | | |  | | |  | | ○□銀行  ▽◎ﾃﾞﾊﾟｰﾄ | | | | | 中央郵便局  ◇▽銀行 | | | | |  |  | | | |  |  | | | |  | | | |  | | 大分駅 | | | | |  | | | |   **※地図を添付していただいても結構です。** |

**［注１７］**　見取図は、すべての事務所、事業場、車庫、洗車場、積替保管場所について、駅、バス停、公共施設などを起点にわかりやすく作成してください。事務所、事業場車庫、洗車場、積替保管場所が同一箇所にない場合は、それぞれ**１シートで**提出してください。

注意事項

※積替え保管施設の変更（追加、新規設置等）について

積替え保管施設を追加する場合は、追加する積替え保管施設の場所と積替え保管をする廃棄物を記載してください。

　積替え保管場所を新たに設ける場合は、積替え保管場所の所在地見取図と事業場の図面を添付してください。

　届出受理後、後日、現地確認を行います。

また、積替え保管については、以下の要件を満たす掲示板を作成し、掲示してください。

（現地確認時。掲示板を確認します。）

※一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板について

周囲に囲いが設けられ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１条の５で定める基準により、見やすい場所に［事業系ごみの積替えの場所である旨、その他必要な事項］を表示した掲示板（縦及び横それぞれ６０センチメートル以上）を設置してください。

また、次の３つの事項を表示しなければなりません。

１、保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）

２、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

３、屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その高さのうち最高のもの

配置図

事業所

積替え保管場所(建屋内)

掲示板

車庫

特定家庭用機器廃棄物

洗車場

※積替え保管場所は種類ごとに記載してください。また、事務所、車庫などの位置関係がわかる形で記載してください。

1. **許可証の表記の一部変更について**

今回の一部改訂に伴い、許可証の表記が一部変更になります。

　　主な変更点は以下のとおりです。

1. 事業の範囲　の追加

今までは、事業の範囲ごとに許可証が別々で表記されていましたが、今後は統合する形になりますので、事業の範囲の項目を定めました。

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物等の表記になります。

1. 分類　の追加

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物等で異なる場合があるため、それぞれ表記を分けています。

1. 積替え保管の表記

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物等で有無が異なる場合があるため、それぞれ表記を分けています。



**様式の表記の一部変更について**

　今回の変更に伴い、申請様式が一部変更になります。４月１日より様式等を大分市ホームページに載せる予定ですので、ご確認頂き、申請及び届出をよろしくお願いします。

一部、こちらに様式を掲載させていただきます。

**・一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３**

**・屋号併記願い書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３４**

**・車輛使用承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３５**

**・洗車場使用承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６**

* **なお、一般廃棄物収集運搬業の記入例につきましては、資料　３でお配りしておりますので、ご確認ください。**

様式第７号（第１１条関係）

**一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書**

　年　　　月　　　日

大分市長　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者氏名

電　話

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項（第２項）の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可（許可の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　の　範　囲 |  |
| 種　　　　　　　類 |  |
| 分　　　　　　　類 |  |
| 積　替　え　保　管 |  |
| 主たる事務所以外の  事務所及び事業所の  所在地 | 事務所 |
| 事業所 |
|  | |

様式第４号（第６条関係）

屋号併記願い書

大分市長　　　　　　　　殿

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　この度、一般廃棄物収集運搬業の許可を申請するに当たり、許可が行われる場合には、その許可証の記載のうち、被許可者である私の氏名に下記の屋号を併記してくださるようお願いします。

　なお、許可は下記の屋号に対して行われるものではなく、私個人に対して行われることを十分認識して、運搬車両等への表示等で下記の屋号を使用する際は、必ず個人名の併記を行う事を約束いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 屋号 |  |

様式第２号（要綱第６条関係）

**車両使用承諾書**

　私（当社）所有の下記車両を、一般廃棄物の収集運搬車両として使用することを承諾します。

１　使用を承諾する車両

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収集器材名 | 車両登録番号 | 最大積載量 | 備　　　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　使用を承諾する期間

　　　　年　　　月　　　日　　から　　　　　　　年　　　月　　　日まで

３　使用者

住　所　　　　　　氏　名

　　　　　　年　　　月　　　日

　　承諾者（所有者）

　　住　所

　　氏　名　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者氏名

担当者名

　　　　　　　　　　　　 電話番号

様式第３号（要綱第６条関係）

**洗車場使用承諾書**

　私（当社）の所有する洗車場を、下記の車両の洗車場として使用させることを承諾します。

１　使用を承諾する車両

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収 集 器 材 名 | 車両登録番号 | 備　　　　　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　使用を承諾する期間

　　　　年　　　月　　　日　　から　　　　　　　年　　　月　　　日まで

３　使用者

住　所　　　　　　　氏　名

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　承諾者（所有者）

　　住　所

　　氏　名　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者氏名

担当者名

　　　　　　　　　　　　電話番号

**用語の解説について**

今回の一部改訂および従前からの用語について、記載していますので、ご確認下さい。

**事業の範囲**

条例施行規則で定められている

（１）　し尿

（２）　浄化槽汚泥（浄化槽、建築物に設置されている排水槽（排水にし尿を含むものに限る。）及びディスポーザ排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥をいう。）

（３）　事業系ごみ

（４）　特定家庭用機器廃棄物

の４つになります。

今までは、この４つについて、それぞれ別々に許可を行っていましたが、令和３年４月１日より、１つの許可で事業範囲の統合・変更を行うことができるようになります。

※し尿は、新規許可及び事業範囲の変更許可による拡大はできません。

**種類**

事業系ごみに定義されている

1. 紙くず
2. 木くず
3. 繊維くず
4. 動植物性残さ
5. その他事業系一般廃棄物

の５つになります。

これまでは、種類を追加しようとする際は、変更許可の申請が必要でしたが、令和３年４月１日より、許可申請事項変更届で種類の追加を行うことができます。

**分類**

定義されている

（１）収集・運搬（大分市内に限る。）

（２）運搬（広域認定を受けた当該市町村の収集・運搬の許可を取得しており、当該市町村で収集した一般廃棄物のみを大分市内へ搬入し、運搬する場合に限る。）

の２つになります。令和３年４月１日より、許可申請事項変更届で分類の追加を行うことができます。

**積替え保管**

　　積替え保管については、積み替え保管の許可を有していない事業者が、新たに積替え保管を行う場合は、これまでは変更許可の申請が必要でしたが、令和３年４月１日より許可申請事項変更届で積替え保管の新規設置を行うことができます。